

## 姫路市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託契約書

姫路市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、姫路市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書に基づき、甲が乙に対し、甲に企業版ふるさと納税に係る寄附を行う企業を仲介し、本市と企業のマッチングを支援する業務（以下「本件業務」という。）を委託するに当たり、以下のとおり契約する。

### （契約の目的）

第1条 甲は乙に対し、本件業務を委託し、乙はこれを誠実に実施しなければならない。

2 甲及び乙は、本件業務の実施に当たり、相互に協力しなければならない。

### （契約保証金）

第2条 本契約における契約保証金は、不要とする。

### （契約期間）

第3条 本契約の期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の期間が満了する日から1月前までに、当事者の一方から相手方に対して契約を更新しない旨の書面による申入れが行われなかった場合、本契約は同一の条件により、1年間更新されるものとする。

### （再委託等の禁止）

第4条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

2 乙は、本件業務の実施を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

### （業務担当責任者）

第5条 乙は、業務担当責任者を選任し、その氏名を甲に通知しなければならない。

### （寄附の受納）

第6条 乙の本件業務の実施により、甲が企業から寄附を受納する場合の手続は、甲及び企業が直接行うものとする。

### （委託料の支払）

第7条 甲は乙に対し、本件業務の実施により甲が企業から寄附を受けた場合において、当該寄附金額の10パーセントに消費税及び地方消費税相当額を加えた額の委託料を支払

うものとする。

2 甲は、乙からの支払の請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、相手方の書面による承諾なく、本件業務の実施上知り得た秘密を第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本契約以外の目的のため自己若しくは第三者のために利用してはならない。ただし、法令の定めによる場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本契約の終了後もなおその効力を有するものとする。

(暴力団排除に係る契約解除等)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 次のいずれかに該当する者（以下「排除対象業者」という。）であるとき。

ア 暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）

ウ 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者

エ 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあつては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつてはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者

(ア) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

(ウ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる行為

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(2) 排除対象業者に委託料支払請求権その他甲に対する債権を譲渡したとき。

- (3) 第4条第2項ただし書の規定による再委託等に当たり、その相手方が排除対象業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (4) 正当な理由なく、次条第1項に規定する措置の求めに応じないとき、又は第11条第1項に規定する情報の提供を拒んだとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において乙に損害が生じても、その責めを負わない。

(再委託等からの暴力団の排除)

- 第10条 甲は、乙がこの契約に関して再委託等を行う場合においてその相手方（以下「再委託等相手方」という。）が排除対象業者に該当するときは、乙に対して当該再委託等の解除その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 2 前項の場合において、当該措置により乙に損害が生じても、甲は、その責めを負わない。

(役員等に関する情報提供及び情報の利用)

- 第11条 甲は、乙（再委託等相手方を含む。）が排除対象業者でないことを確認するため、乙に対して、役員等の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由なくその提出を拒んではならない。
- 2 甲は、前項の規定による確認に当たり、乙から提供された情報を所轄の警察署に提供し、その意見を聴くことができる。
- 3 甲は、姫路市暴力団排除条例第7条の趣旨に従い排除対象業者を排除するため、前項の意見を、他の業務において利用し、又は外郭団体等を含む甲の関係部局と共有することができる。

(不当介入に対する措置)

- 第12条 乙は、本件業務の実施に当たり、排除対象業者から妨害その他不当な要求を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(合意管轄)

- 第13条 甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(契約外の事項)

- 第14条 この契約書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各自記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和6年●月●日

甲 姫路市安田四丁目1番地  
姫路市  
姫路市長 清 元 秀 泰 印

乙 (所在地)  
(名称)  
(代表者) 印